

## 日本地理教育学会学生会費制度の導入・学生会費に関する内規について（2024年8月24日）

### 日本地理教育学会学生会費制度の導入について

本学会では2025年4月より学生会費制度を導入し、対象会員の会費減免の措置を行います。当該年度の4月1日現在で大学・大学院等に在学している学生、研究生又はそれに準ずる者で、学生会費納入者として認定された者の年会費は3,000円（学生会費 不課税）です。詳しくは以下の「日本地理教育学会学生会費に関する内規」をご覧ください。

### 日本地理教育学会学生会費に関する内規（2024年8月24日）

1. 学生会費納入者として申請できる者は、当該年度の4月1日現在で大学・大学院等に在学している学生、研究生又はそれに準ずる者とする。
2. 申請を希望する者は、該当会員の自己申告によって学会事務局を通して常任委員会に申請する。**申請は毎年度行い**、在学証明証のコピーあるいは学生証の電子写真を郵送または電子メールに添付にて学会事務局に提出する。なお、資格について、所属教室に問い合わせる場合がある。
3. 前項の申請による認定は、在学期間中有効である。在学期間は、所属する大学・大学院等が定める正規の在籍期間とし、休学等の期間を含む。
4. 学部学生から大学院学生となった場合又は学部学生若しくは大学院学生から研究生となった場合のように、在学身分を変更した者は、そのつど申請する。
5. 卒業・修了・退学等により第1項の資格を失った者又はその見込みが確実となった者は、直ちに学会事務局を通して常任委員会に通知しなければならない。